

天城町農業委員会 12月定例総会議事録

1 開催日時 令和 4年 12月 15日 (月) 13時30分

2 場 所 天城町役場 別館会議室

3 出席委員 19名

番号	集 落	氏 名	番号	集 落	氏 名
1	与名間	前田 真智子	11	平土野	里村 清志
2	松原西区	中島 正博	12	兼久	禎村 和志
3	松原上区	政 弘幸	13	兼久	平野 勝哉
4	松原上区	麓 福太郎	14	兼久	中磯 朋美
5	前野	富山 良一	15	瀬滝	田原 廣秀
6	岡前	小林 耕作	16	瀬滝	奥 好生
7	浅間	榮 徳男	17	当部	岩元 聡
8	浅間	勝尾 真一	18	三京	若山 秀也
9	天城	吉川 貴也	19	西阿木名	仲 公男
10	天城	貞山 博一			

4 欠席委員

5 事務局 3名

番号	役 職	氏 名	番号	役 職	氏 名
1	事務局長	芝 健次	2	係長	城 光寿
3	主事	中島 大地			

6 参加者 0名

番号	所 属	氏 名
1		

7 会次第

(1) 会長あいさつ

(2) 議事事項

- ・議事録署名委員の指名について
- ・会期の決定について
- ・議案第30号 農地法第3条許可申請について

(3) 報告事項等

- ・報告第1号 農地法第3条許可指令書の取消し願いについて
- ・その他 (協議会等)

(次第書) 令和4年12月15日(木) 開議13時10分～

(事務局) 配付してある資料の確認をお願いします。議案第30号のうち、申請番号111番と112番、118番と119番は一括審議とします。

定刻となりましたので、定例総会を始めたいと思います。
仲会長、よろしくお願いします。

(仲会長) 仲会長のあいさつ
(あいさつ後着席して定例総会に入る。)

本日の定例総会に、(0) 委員から欠席届が出ており、これを承認してあります。

ただいまの出席委員は(19人)であります。過半数以上の出席ですので、本定例総会は成立いたしました。

これから、令和4年12月天城町農業委員会定例総会を開会します。

それでは、議事日程に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行ないます。

議事録署名委員は、会議規則第18条の規定により、小林委員、勝尾委員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。

本日の定例総会会期は、本日1日にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定しました。

次に、本日の議案・日程は、お配りしてありますとおりを
予定としております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」と呼ぶ者多し。)

ご異議なしと認めます。

日程第3 議案第30号農地法第3条の規定による許可申請について
を議題とします。

事務局に申請番号108番から119番までの説明を求め
ます。

(事務局の説明)

それでは、本案に対する担当委員の調査報告を求めます。

順次、譲渡人、譲受人、土地の順にそれぞれ報告をお願い
します。また、参考資料等ページ番号もお願いします。

それでは、申請番号108番について、担当委員の調査報告を求めます。

里村委員お願いします。

里村委員 申請番号108番について説明します。譲渡人と譲受人は叔母と姪の関係になります。11月11日に書類の確認、12日に現場の確認しております。現場の畑は耕作しており現在ジャガイモが植えられております。何ら問題ないと思われ
ます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号108番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号108番は、審議の結果、これを認める
ことに決定しました。

次に、申請番号109番について、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員、お願いします。

若山委員 申請番号109番について説明します。参考資料は2ページになります。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。元々譲受人の方で小作してしまっていて結構長い日が続いております。場所は三京のA氏牛舎があるところを進んでいった左手の畑総になります。畑総地区で境界等もはっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号109番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号109番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号110番について、担当委員の調査報告を求めます。

禎村委員、お願いします。

禎村委員 申請番号110番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係にあります。参考資料は3ページになります。工場の裏側なのですがちょっと原野化していますが伐採して利用するそうです。伐採して畑にして隣にドラゴンフルーツがあるのでこの畑もドラゴンフルーツを植えるみたいです。境界等もはっきりしているので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります

これから、申請番号110番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号110番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号111番と112番について、一括審議とします。

担当委員の調査報告を求めます。

貞山委員、お願いします。

貞山委員 申請番号111番について説明します。譲渡人と譲受人に縁故関係はありません。場所は参考資料4ページをご覧ください。畑総地区で境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。112番について説明します。参考資料の5ページをご覧ください。ここも畑総地区で境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号111番と112番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号111番と112番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号113番について、担当委員の調査報告を求めます。

麓委員、お願いします。

麓委員 申請番号113番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料は6ページを見ていただくとわかりますが松原上区公民館から集落の方へ降りって行ったところの譲受人の家の前になります。境界等もはっきりしてるので何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくをお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号113番について、採決します
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号113番は、審議の結果、これを認める
ことに決定しました。

次に、申請番号114番について、担当委員の調査報告を
求めます。

岩元委員、お願いします。

岩元委員 申請番号114番について説明します。説明は先ほどの事
務局の通りです。参考資料は7ページです。何ら問題ないと思
います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

(質疑があった場合)

質疑なしと認めます。

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号114番について、採決します
お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。
ます。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号114番は、審議の結果、これを認める
ことに決定しました。

次に、申請番号115番について、担当委員の調査報告を
求めます。

榮委員、お願いします。

榮委員 申請番号115番について説明します。譲渡人と譲受人は
親子になります。参考資料は8ページをご覧ください。11
月25日に現場を確認してきたのですが畑総地区に入ってい
て境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。
皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号115番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号115番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号116番について、担当委員の調査報告を求めます。

富山委員、お願いします。

富山委員 申請番号116番について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。参考資料は9ページをご覧ください。現場は宝石油横の道を下って行って右側の畑になります。畑総も入っていて境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号116番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号116番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号117番について、担当委員の調査報告を求めます。

富山委員、お願いします。

富山委員 申請番号117番について説明します。譲渡人と譲受人は縁故関係はございません。参考資料は10ページをご覧ください。横線の岡前入り口があるところを轟線の方に進んで一つ目の曲がり角を山手に曲がって進んでいくと左手のところにあります。現場は畑総地帯で何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質議を終わります。

これから、申請番号117番について、採決します。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

よって、申請番号117番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

次に、申請番号118番と119番を一括審議とします。

それでは、担当委員の調査報告を求めます。

若山委員、お願いします。

若山委員 申請番号118番119番について説明します。場所は参考資料の11ページと12ページになります。両方とも三京の住宅があるのですがその上の畑総になっています。境界等もはっきりしているため何ら問題ないと思います。皆様のご審議よろしくお願いします。

これから、本案に対する一括質疑に入ります。

(「質疑なし。」と呼ぶ者あり。)

(質疑なしの場合)

質疑なしと認めます。

(質疑があった場合)

他に質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、申請番号118番と119番を一括採決とします。

お諮りします。

本案は、これを認めることに賛成の方は、挙手をお願いします。

(「全員」挙手あり。)

賛成多数。

日程第4 よって、申請番号118番と119番は、審議の結果、これを認めることに決定しました。

諸報告を行います。お手元に配布してありますのでお目通し願います。

次に、報告第1号、農地法第3条の許可指令書の取消し願いを1件受理してあります。

以上で、議事日程を終了し、協議会に入ります。

(協議会)

協議事項、意見等ございませんか。

田原委員 以前、牛舎の関係で垂れ流しとかの問題について事務局でとりまとめて執行部に申し入れをします。との答弁があったと思うのですが執行部に届いていないようなのですがどうのことでしょうか。

事務局長 今までそのように執行部への申し入れを行ったことがないので皆様に提案になるのか、申し入れになるのか意見書や要望書等どのような形で提出すべきかをお伺いしたい。

中島委員 農政課とかで牛舎建設するときそういった堆肥場の設置など指導を行っていると思うので農業委員会としては要望として提出した方が分かりやすいのではないかと思う。

(仲会長) 皆様は他に意見ありますか。

若山委員 要望でいいと思います。

奥委員 せっかく県の方に農業会議がありますので、そこから指導を受けて全国的にどうやっているのかを調べたらいいと思い

ます。

事務局長　ではこちらで農業会議等に確認した上で会長に確認してもらうなどして事務局一任ということによろしいでしょうか。

田原委員　出したら次の定例会で報告をお願いします。

事務局長　分かりました。報告させていただきます。

事務局から連絡等ありませんか。

（事務局の連絡等）

事務局からは以上です。

次回の定例総会は、1月16日、月曜日を予定としています。

以上で、協議会を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

令和4年12月天城町農業委員会定例総会を閉会します。

閉会 13時55分

天城町農業委員会会議規則第18条の規定によりここに署名いたします。

会 長 仲 公男 印

署名委員 小林 耕作 印

署名委員 勝尾 真一 印